INFORMATION FROM JAF

●JAFからの公示・お知らせ

消費税率改正に伴う「自動車競技に関する申請・登録等手数料規定」の改正について

［公示No.2014－033］

標記の件、2014年４月１日より消費税率が改正されることに伴い、同日以降の同規定を下記のとおり改正いたします。

なお、本改正により、関連規則本文中に記載されている各申請料・手数料についても同様に改正されます。

自動車競技に関する申請・登録等手数料規定

「自動車競技に関する申請・登録等手数料」の表示について

従来、「本体申請・登録等手数料」、「消費税」および「合計金額」を表示していましたが、今後は、「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税８％）を付記しました。あわせて、百円未満の金額を四捨五入、消費税込の金額を百円刻みとしています。

第１条　クラブおよび団体の登録申請料

ＪＡＦに登録申請を行うクラブおよび団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入された申請料については、加盟（昇格を含む）申請が認められない場合であっても加盟（昇格を含む）申請料は返還されない。また、登録を取り消された場合、年度登録申請料は返還されない。（国内競技規則４－２参照）

クラブ･団　体	種　別	申請料(円)	（本体価格	＋	消費税(8%)）
準加盟クラブ	加　盟	8,300	（7,686	＋	614）
	年度登録	18,800	（17,408	＋	1,392）
加盟クラブ	加　盟	8,300	（7,686	＋	614）
	年度登録	18,800	（17,408	＋	1,392）
公認クラブ	昇　格	94,300	（87,315	＋	6,985）
	年度登録	136,300	（126,204	＋	10,096）
準加盟団体	加　盟	104,800	（97,038	＋	7,762）
	年度登録	157,300	（145,649	＋	11,651）
加盟団体	加　盟	104,800	（97,038	＋	7,762）
	年度登録	188,600	（174,630	＋	13,970）
公認団体	加　盟	209,600	（194,075	＋	15,525）
	年度登録	366,900	（339,723	＋	27,177）
特別団体	加　盟	209,600	（194,075	＋	15,525）
	年度登録	733,900	（679,538	＋	54,362）

注１）準加盟クラブより加盟クラブ、加盟クラブより公認クラブ、準加盟団体より加盟団体および加盟団体より公認団体に昇格申請する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

注２）公認クラブより加盟クラブ、加盟クラブより準加盟クラブ、公認団体より加盟団体および加盟団体より準加盟団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第２条　公認競技の組織許可料

ＪＡＦ公認の競技会の組織許可料は下表の通りとする（国内競技規則４－６条および自動車競技の組織に関する規定参照）。

競技の格式	種　別	組織許可料(円)	（本体価格	＋	消費税(8%)）
クローズド	レース	15,600	（14,445	＋	1,155）
	その他	15,600	（14,445	＋	1,155）
地　　方	レース	26,100	（24,167	＋	1,933）
	その他	26,100	（24,167	＋	1,933）
準　国　内	レース	62,800	（58,149	＋	4,651）
	その他	57,600	（53,334	＋	4,266）
国　　内	レース	104,800	（97,038	＋	7,762）
	その他	68,100	（63,056	＋	5,044）
国　　際（FIA料金は別途納入）	レース	828,000	（766,667	＋	61,333）
	その他	230,600	（213,519	＋	17,081）
国際(FIA主要選手権)（FIA料金は別途納入）	レース	4,194,100	（3,883,426	＋	310,674）
	その他	3,774,800	（3,495,186	＋	279,614）

※その他＝ラリー、スピード行事

第３条　スピード行事のクローズド競技開催届出料

スピード行事のクローズド競技については、第２条、第４条に定める組織許可料、スポーツカレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

内　　容	開催届出料(円)	（本体価格	＋	消費税(8%)）
スピード行事のクローズド競技開催届出料	5,100	（4,723	＋	377）

第４条　スポーツカレンダーの登録・変更・追加・取り消しおよび名称変更手数料

カレンダーにおける登録および日程・格式・車種・開催場所・競技会名称に関する変更・追加・取り消しおよび名称変更の手数料は下表の通りとする。

格式の変更は、申請書記載中の上位の格式で取り扱う。ただし、国内スポーツカレンダー登録規定第４条第５項に該当する場合は手数料は必要としない。

１．スポーツカレンダーの登録手数料

競技の格式	種　別	手数料(円)	（本体価格	＋	消費税(8%)）
クローズド	--------	2,100	（1,945	＋	155）
地　　方	レース	3,100	（2,871	＋	229）
	その他	2,600	（2,408	＋	192）
準　国　内	レース	6,800	（6,297	＋	503）
	その他	3,100	（2,871	＋	229）
国　　内	レース	18,800	（17,408	＋	1,392）
	その他	6,800	（6,297	＋	503）
国　　際（FIA料金は別途納入）	レース	85,400	（79,075	＋	6,325）
	その他	52,400	（48,519	＋	3,881）

※その他＝ラリー、スピード行事

2．スポーツカレンダーの変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
クローズド	--------	3,100	(2,871	+	229)
地方	レース	5,100	(4,723	+	377)
	その他	4,100	(3,797	+	303)
準国内	レース	7,300	(6,760	+	540)
	その他	5,100	(4,723	+	377)
国内	レース	21,400	(19,815	+	1,585)
	その他	12,500	(11,575	+	925)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	209,600	(194,075	+	15,525)
	その他	94,300	(87,315	+	6,985)

※その他＝ラリー、スピード行事

3．スポーツカレンダーの追加手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
クローズド	--------	4,100	(3,797	+	303)
地方	レース	7,300	(6,760	+	540)
	その他	5,100	(4,723	+	377)
準国内	レース	8,300	(7,686	+	614)
	その他	7,300	(6,760	+	540)
国内	レース	26,600	(24,630	+	1,970)
	その他	18,800	(17,408	+	1,392)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	262,100	(242,686	+	19,414)
	その他	136,300	(126,204	+	10,096)

※その他＝ラリー、スピード行事

4．スポーツカレンダーの取り消し手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
クローズド	--------	5,100	(4,723	+	377)
地方	レース	9,400	(8,704	+	696)
	その他	7,300	(6,760	+	540)
準国内	レース	12,000	(11,112	+	888)
	その他	9,400	(8,704	+	696)
国内	レース	32,500	(30,093	+	2,407)
	その他	23,600	(21,852	+	1,748)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	314,500	(291,204	+	23,296)
	その他	157,300	(145,649	+	11,651)

※その他＝ラリー、スピード行事

5．スポーツカレンダーの名称変更手数料

競技の格式	種別	手数料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
クローズド	--------	500	(463	+	37)
地方	レース	3,100	(2,871	+	229)
	その他	3,100	(2,871	+	229)
準国内	レース	3,100	(2,871	+	229)
	その他	3,100	(2,871	+	229)
国内	レース	10,400	(9,630	+	770)
	その他	10,400	(9,630	+	770)
国際 (FIA料金は別途納入)	レース	10,400	(9,630	+	770)
	その他	10,400	(9,630	+	770)

※その他＝ラリー、スピード行事

第５条　選手権カレンダー登録手数料

選手権のカレンダー登録申請を行う場合、第４条に定める登録手数料のほかに選手権競技カレンダー登録手数料を必要とする。１選手権部門ごとの登録手数料は下表の通りとする。

種別		登録手数料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
全日本選手権レース		293,600	(271,852	+	21,748)
JAFカップ／トロフィーレース		1,048,500	(970,834	+	77,666)
地方レース選手権		18,800	(17,408	+	1,392)
全日本ラリー選手権		157,300	(145,649	+	11,651)
地方ラリー選手権		18,800	(17,408	+	1,392)
全日本スピード行事選手権		157,300	(145,649	+	11,651)
JAFカップジムカーナ/JAFカップオールスターダートトライアル		157,300	(145,649	+	11,651)
地方スピード行事選手権		18,800	(17,408	+	1,392)
ＦＩＡ選手権 (FIA料金は別途納入)	F1	1,887,300	(1,747,500	+	139,800)
	F1以外	1,258,300	(1,165,093	+	93,207)

第６条　グランプリタイトル登録料

ＪＡＦ公認のグランプリレースのタイトル登録料は下表の通りとする。

種別	登録料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
F1グランプリタイトル登録料	8,388,300	(7,766,945	+	621,355)
ＪＡＦグランプリレース	3,669,800	(3,397,963	+	271,837)

第７条　サーキットまたはコース公認申請料

ＪＡＦ公認の競技を行うサーキットまたはコースは、ＪＡＦの公認を受けなければならない。

その公認料は下表の通りとする。（新規申請時のみ）

種別	公認申請料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
国際サーキット(実費別途納入)	1,153,300	(1,067,871	+	85,429)
国内サーキット	576,600	(533,889	+	42,711)
その他の国際コース(実費別途納入)	262,100	(242,686	+	19,414)
国内スピード行事コース (１級～２級)	104,800	(97,038	+	7,762)
国内スピード行事コース(３級)	51,400	(47,593	+	3,807)

第８条　サーキットまたはコース許可証料

コース公認に当たっては新規・更新申請にも下表の許可証料を必要とする。

なお、サーキットにおいては設定されたコース毎に許可証料が必要となる。

種別	許可証料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
国際サーキット(１年)(実費別途納入)	314,500	(291,204	+	23,296)
国際サーキット(３年)(実費別途納入)	896,400	(830,000	+	66,400)
国内サーキット(１年)	262,100	(242,686	+	19,414)
国内サーキット(３年)	746,800	(691,482	+	55,318)
その他の国際コース(実費別途納入)	125,800	(116,482	+	9,318)
国内スピード行事コース (１級～２級)(１年)	83,900	(77,686	+	6,214)
国内スピード行事コース (１級～２級)(３年)	239,100	(221,389	+	17,711)
国内スピード行事コース(３級)(１年)	41,100	(38,056	+	3,044)
国内スピード行事コース(３級)(３年)	117,300	(108,612	+	8,688)

第９条　査察料

申請者からの要請によるサーキットまたはコースの査察には査察料を必要とする。

その査察料は下表の通りとする。

種別	査察料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
国際サーキット(実費別途納入)	366,900	(339,723	+	27,177)
国内サーキット	209,600	(194,075	+	15,525)
その他の国際コース(実費別途納入)	209,600	(194,075	+	15,525)
その他の国内コース	なし	(—		—)

第10条　記録挑戦組織許可および記録証明料

１．記録挑戦組織許可料（公認料を含む）

種別	組織許可料等(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
世界記録挑戦(FIA料金別途納入)	2,097,100	(1,941,760	+	155,340)
国際記録挑戦(FIA料金別途納入)	1,048,500	(970,834	+	77,666)
国内記録挑戦	99,600	(92,223	+	7,377)

記録挑戦に立ち会うＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

２．記録証明料

種別	記録証明料(円)	(本体価格	+	消費税(8%))
世界記録(FIA料金別途納入)	209,600	(194,075	+	15,525)
国際記録(FIA料金別途納入)	104,800	(97,038	+	7,762)
国内記録	38,800	(35,926	+	2,874)
地方記録	20,900	(19,352	+	1,548)

第11条　競技参加者および運転者許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際運転者Ａ	新規･更新	14,600	(　13,519＋　1,081)
	再　発　行	7,300	(　6,760＋　540)
国際運転者Ｂ	新規･更新	12,500	(　11,575＋　925)
	再　発　行	6,300	(　5,834＋　466)
国際運転者Ｃ および　Ｒ	新規･更新	10,400	(　9,630＋　770)
	再　発　行	5,100	(　4,723＋　377)
国内運転者Ａ および　限定Ａ	新規･更新	4,100	(　3,797＋　303)
	再　発　行	2,100	(　1,945＋　155)
国内運転者Ｂ	新規･更新	3,100	(　2,871＋　229)
	再　発　行	1,500	(　1,389＋　111)
国際参加者	新規･更新	12,500	(　11,575＋　925)
	再　発　行	6,300	(　5,834＋　466)
国内参加者	新規･更新	6,300	(　5,834＋　466)
	再　発　行	3,100	(　2,871＋　229)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

第12条　公認審判員許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
審判員１級	新規･更新	5,100	(　4,723＋　377)
	再　発　行	2,600	(　2,408＋　192)
審判員２級	新規･更新	4,100	(　3,797＋　303)
	再　発　行	2,100	(　1,945＋　155)
審判員３級	新規･更新	3,100	(　2,871＋　229)
	再　発　行	1,500	(　1,389＋　111)

○同一年度内において上位クラスを取得した場合…その差額とする。

○同一年度内においてＢ２級（Ｂ１級を含む）からＡ２級を取得した場合、またはＢ１級からＡ１級を取得した場合…500円（本体価格463円、消費税37円）

○公認審判員許可証を２種目以上併有の場合…最上級の許可証料を基本として計算し、２種目めより１種目につき500円（本体価格463円、消費税37円）を加算する。

第13条 エキスパートライセンス許可証料

種　　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
エキスパート	新規登録	31,400	(　29,075＋　2,325)
	年度更新	15,600	(　14,445＋　1,155)
	再　発　行	7,800	(　7,223＋　577)

第14条　許可証推薦申請料

許可証推薦申請の場合には、第11条および第12条に定める許可証料のほかに許可証推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、許可証推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種　　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際競技運転者許可証	Ａ	34,600	(　32,038＋　2,562)
	Ｂ	31,400	(　29,075＋　2,325)
	Ｃ	28,300	(　26,204＋　2,096)
国内競技運転者許可証	Ａ	12,500	(　11,575＋　925)
	Ｂ	9,400	(　8,704＋　696)
公認審判員許可証	１級	22,000	(　20,371＋　1,629)
	２級	6,300	(　5,834＋　466)
	３級	4,600	(　4,260＋　340)

第15条　競技役員の報酬

１．競技会の役務につく役員の報酬については、前もってオーガナイザーと当該役員とによって定めるものとする。ＪＡＦ公認の審判員（技術、計時、コース）は、１日当たりの報酬が次の額を超えないものとする。

クラス	報酬額
１級	8,000円まで
２級	6,000円まで
３級	5,000円まで

○ただし、監督の任務を行うものに対しては、9,000円まで増額支給することができる。

２．競技役員の役務につくための旅費、宿泊費、諸経費および役務遂行に必要とする器具、機材、装置などを当該役員によって提供される場合、その賃貸料については、オーガナイザーとの協議のうえ定めるものとする。（国内競技規則10－8参照）

第16条　罰　　金

国内競技規則にのっとって科せられる罰金は、1,000万円を超えないものとする（国内競技規則11－5参照）。

第17条　抗　議　料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際競技の場合	104,800	(　97,038＋　7,762)
国内競技の場合	52,400	(　48,519＋　3,881)
準国内、地方、クローズド競技の場合	20,900	(　19,352＋　1,548)

（国内競技規則12－2参照）。

第18条　控　訴　料

控訴料は次の通りとする。

１．ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際競技の場合	262,100	(　242,686＋　19,414)
国内、準国内競技の場合	157,300	(　145,649＋　11,651)
地方、クローズド競技の場合	104,800	(　97,038＋　7,762)

２．ＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内　　容	控訴料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	524,300	(　485,463＋　38,837)

（国内競技規則13－2参照）

第19条　抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用全額を負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第20条　海外競技出場証明料

ＪＡＦ発給の国際競技運転者（参加者）許可証所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4－13）の申請料は下表の通りとする。

種　　別	証明書申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
１件につき	8,300	(　7,686＋　614)
数次(当該年度有効)	24,100	(　22,315＋　1,785)

第21条　外国のＡＳＮ発給のライセンス取得のための証明料

ＪＡＦ発給の競技運転者許可証所持者が、外国のＡＳＮ発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

内　　容	証明書申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
１件につき	15,600	(　14,445＋　1,155)

第22条　車両公認申請料

１．国内申請

種　　別	区　分	申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
新　　型	基本型	209,600	(　194,075＋　15,525)
	割増料	2,100	(　1,945＋　155)
変　　型	基本型	83,800	(　77,593＋　6,207)
	割増料	2,100	(　1,945＋　155)
正常進化	基本型	83,800	(　77,593＋　6,207)
	割増料	2,100	(　1,945＋　155)

2．国際申請

種　別	区　分	申　請　料
新　型	基本型	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)
変　型	基本型	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)
正常進化	基本型	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)
	割増料	上記国内申請料　＋　ＦＩＡ料金　＋　郵送料(実費)

○国内基本料金および割増料に対する申請書の頁数を下記の通りとする。

申　請　内　容	基本料の頁数	
新　型	１～16頁まで	基本料の頁数を超え１頁増すごとに割増料金
変　型	２頁まで	
正常進化	２頁まで	

○国際変型、正常進化に対する割増料はＦＩＡ規定による料金。

注）再審議申請の場合はさらに国際申請料を徴収する。

第23条　ＪＡＦ登録車両申請料

ＪＡＦ登録車両規定による、登録車両の申請は運輸省指定番号を基準として、下表の通りとする。

種　別		申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
１件につき	特別団体以外	125,800	(　116,482＋　9,318)
	特別団体	41,900	(　38,797＋　3,103)

第24条　計測用具、燃料、油脂、自動車スポーツ用品、部品等認定申請料

内　容	申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
１件につき	272,600	(　252,408＋　20,192)

第25条

上記第22条、第23条、第24条の申請にかかわる査察、立合等のためＪＡＦから派遣する者の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第26条　講習会開設申請料および受講料

1．Ｂライセンス講習会

種　別	申請料、受講料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
開設申請料　１件につき	3,600	(　3,334＋　266)
受講料　１人　※	4,100円以内	(3,797円以内＋　303円以内)

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

2．Ａライセンス講習会

種　別	申請料、受講料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
開設申請料　１件につき	6,800	(　6,297＋　503)
受講料　国内Ｂ所持者および限定Ａ取得希望者　１人　※	20,900円以内	(19,352円以内＋1,548円以内)
受講料　国内Ｂ非所持者	24,700円以内	(22,871円以内＋1,829円以内)

※ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

3．公認審判員講習会

種　別	申請料、受講料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
開設申請料　１件につき	3,600	(　3,334＋　266)
受講料　１人　※	12,500円以内	(11,575円以内＋　925円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、１種目につき4,100円（本体3,797円、消費税303円）の割増とする。

ただし、ＪＡＦ指定の教材費は実費とする。

第27条　ヒストリック車両に関する証明書類申請料

ＦＩＡ国際モータースポーツ競技付則Ｋ項に定めるヒストリック車両に関する各証明書類の発行申請料は、下記の通りとする。

種　別	申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
FIAヒストリック・テクニカルパスポート(HTP)	37,000	(　34,260＋　2,740)
FIAヒストリック・レギュラリティーカーパス(HRCP)	11,800	(　10,926＋　874)

附則　第１条　施行日

本規定は、2014年４月１日より施行する。

2014年中部・近畿ラリー選手権競技会名称の変更およびオーガナイザーの追加について

［公示No.2014－034］

本誌2014年１／２月号【公示No.2014-008】にてお知らせしました、2014年中部・近畿ラリー選手権カレンダーにつきまして、下記の通り変更および追加がありましたのでお知らせいたします。

記

・競　技　会　名：変更前）2014年中部・近畿ラリー選手権第4戦
2014年JMRC近畿SSラリーシリーズ第3戦
第35回神大ラリー
⇒　変更後）2014年中部・近畿ラリー選手権第4戦
2014年JMRC近畿SSラリーシリーズ第3戦
2014年七大学対抗戦ラリー
第35回神大ラリー

・オーガナイザー：追加前）神戸大学体育会自動車部
⇒　追加後）神戸大学体育会自動車部／京都大学体育会自動車部

・開　催　日　程：2014年９月13日～14日

以上

2014年北海道ラリー選手権カレンダーの変更について

［公示No.2014－035］

本誌2014年１／２月号【公示No.2014-008】にてお知らせしました、2014年北海道ラリー選手権カレンダーにつきまして、下記の通り変更となりましたのでお知らせいたします。

記

・競　技　会　名：2014年北海道ラリー選手権第５戦第６回ＣＭＳＣ道北ラリー

・オーガナイザー：コルトモータースポーツクラブ道北

・開　催　日　程：変更前）2014年７月26日～27日
⇒　変更後）2014年８月２日～３日

以上

スーパーフォーミュラ、JAF-GT500各種部品の承認について

[公示No.2014－036]

国内競技車両規則第１編レース車両規定第８章グランドツーリングカー500（ＪＡＦ－ＧＴ500）、及び第13章スーパーフォーミュラ（ＳＦ）に基づき、以下の部品が承認されましたのでお知らせします。

JAF番号	申請者	申請内容	詳　　細
JEP-009	トヨタ自動車㈱	SF用エンジン等	エンジン…製造者:トヨタ自動車㈱、型式:RI4A 過給装置…製造者:Honeywell Turbo Technologies、型式:Garrett GTR3576R 燃料ポンプ…製造者:Bosch Engineering GmbH、型式:HDP 5 FCV 燃料流量制限機構…製造者：株式会社日本レースプロモーション、型式：29113-KM-1641 燃料インジェクター…製造者:Bosch Engineering GmbH、型式: HDEV 5.2
JEP-010	トヨタ自動車㈱	JAF-GT500用エンジン等	エンジン…製造者:トヨタ自動車㈱、型式:RI4AG 過給装置…製造者:Honeywell Turbo Technologies、型式:Garrett GTR3576R 燃料インジェクター…製造者:Bosch Engineering GmbH、型式: HDEV 5.2
JEP-011	本田技研工業㈱	SF用エンジン	エンジン製造者:本田技研工業㈱、型式:HR-414E
JEP-012	本田技研工業㈱	JAF-GT500用エンジン	エンジン製造者:本田技研工業㈱、型式:HR-414E
JEP-013	ニッサン･モータースポーツ･インターナショナル㈱	JAF-GT500用エンジン等	エンジン…製造者: ニッサン･モータースポーツ･インターナショナル㈱、型式:NR20A 過給装置…製造者:GARRETT、型式: GTR3576R 燃料インジェクター…製造者:Bosch、型式: HDEV 5

以上

JAF-GT300、500運動エネルギー回生システムの承認について

[公示No.2014－037]

国内競技車両規則第１編レース車両規定第７章グランドツーリングカー300（ＪＡＦ－ＧＴ300）8．1)、及び第８章グランドツーリングカー500（ＪＡＦ－ＧＴ500）8．1）に基づき、以下の運動エネルギー回生システムが承認されましたのでお知らせします。

申請者名	回生システム製造者	システム型式	JAF番号
本田技研工業㈱	㈱本田技術研究所	１モーター式ハイブリッド	KERS-G3-005
本田技研工業㈱	㈱本田技術研究所	１モーター式ハイブリッド	KERS-G5-006

以上

フォーミュラ4（F4）用エンジンの承認について

[公示No.2014－038]

国内競技車両規則第１編レース車両規定第12章フォーミュラ４（Ｆ４）4．1）に基づき、以下のエンジンが承認されましたのでお知らせします。

JAF番号	申請者	申請内容	備　　考
JF4-026-14	㈱トムス （日本Ｆ４協会）	F4レース認定エンジン	㈱トムス:TOM'S 3ZR/Rev.001～003

以上

S-FJ／FJ1600車両の燃料タンクについて

[公示No.2014－039]

Ｓ－ＦＪ／ＦＪ1600車両に使用されているＪＡＦ公認安全燃料タンク（公認番号：ＪＳＴ－001）の耐用年数は製造後５年と規定されておりますが、ＦＪ協会およびＳ－ＦＪ／ＦＪ1600レース開催サーキットからの要望を受けての技術部会審議結果に基づき、次の通り取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

記

製造後５年を経過したＪＡＦ公認安全燃料タンク（ＪＳＴ－001）について、製造者が検査を行ったうえで２年間の再保証を行ったことが証明された場合は、当該安全燃料タンクの使用が認められる。

以上

2014年全日本ラリー選手権統一規則の誤記訂正について

［公示No.2014－040］

本誌2014年１／２月号【公示No.2014-005】にてお知らせしました、2014年全日本ラリー選手権統一規則に誤記がございましたので、下記の通り訂正してお詫びいたします。

（下線部訂正箇所）

2014年全日本ラリー選手権統一規則
第１章　大会告知
第１条　競技会特別事項
正）○タイヤ
本競技会で使用できるタイヤの本数は、　　本までとする。
［※１．舗装（ターマック）スペシャルステージを有する競技会の場合、以下の条文を追記すること］
・ＲＰＮ車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記（１）による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
（１）タイヤ接地面にタイヤを１周する連続した複数の縦溝を有していること。
（２）当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。
・安全上必要と判断した場合、・・・（以下略）
誤）○タイヤ
本競技会で使用できるタイヤの本数は、　　本までとする。
ＲＰＮ車両は、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。ただし、下記（１）による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。
（１）タイヤ接地面にタイヤを１周する連続した複数の縦溝を有していること。
（２）当該縦溝はトレッドウェアインジケータ（スリップサイン）が出るまで維持されていること。
［※１．舗装（ターマック）スペシャルステージを有する競技会の場合、以下の条文を追記すること］
・安全上必要と判断した場合、・・・（以下略）

以上

2014年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会および2014年JAFカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会における「再出走」と「同一車両による重複参加」による車両に対する作業内容について

［公示No.2014－041］

標記について、本年に限り、以下の通りとして取り扱うこととなりましたので、お知らせします。

１　対象：
「2014年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権競技会および2014年ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技会における「再出走」による車両に対する作業内容と「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際の車両に対する作業内容

２　内容：
「再出走」による車両に対して認められる作業内容：
ジムカーナ：「ボンネットの開閉のみとし、その他の作業は一切禁止される。」
ダートトライアル：「ボンネットの開閉、水による冷却のみとし、その他の作業は一切禁止される。」
「同一車両による重複参加」による前走者から後走者へ交代する際に車両に対して認められる作業内容：
ジムカーナ：「ボンネットの開閉のみとし、その他の作業は一切禁止される。」
ダートトライアル：「ボンネットの開閉、水による冷却のみとし、その他の作業は一切禁止される。」

以上

スピード行事競技開催規定付則 クローズド競技会開催要項における参加資格について

［公示No.2014－042］

標記スピード行事競技におけるクローズド競技会の参加資格は、スピード行事競技開催規定付則クローズド競技会開催要項およびＪＡＦスポーツ資格登録規定第６条において、「ＪＡＦの登録クラブが主催し、ＪＡＦに届け出たクローズド競技会（レースを除く）においては、当該クラブの会員証をもって競技許可証に代用することができる。（国内競技規則２－13および８－１参照）」と規定されており、当該クラブの会員証を競技許可証に代用できる旨が記されております。

当該クラブの会員証にてクローズド競技に参加する場合については、競技許可証の代用であり、ＪＡＦスポーツ資格登録規定に定める国内競技運転者許可証Ｂの取得要件である日本の普通自動車以上の運転免許証が取得不可能な満18歳未満の者のクローズド競技会への参加は認められないことを改めてお知らせします。

以上

各種部品公認一覧

［公示No.2014－043］

	会社名	車両名	型式	ＪＡＦ登録No.	申請分類グループ	申請内容	JAF公認No.	備考
1	本田技研工業㈱	CR－Z	ZF2	JH-116	JAF-GT	ロールケージ（VO申請）	JRN-126-13 VO 1/1	JRN-126-13：ステアリングハンガー部の形状変更

※上記は2014年２月10日付で承認されました。
2014年２月28日より有効です（但し、該当する車両規定がその使用を認めている場合）。

登録車両一覧

［公示No.2014－044］

	会社名	ＪＡＦ登録No.	車両名	型式	エンジン型式	排気量（cc）	国土交通省指定番号	備考
1	本田技研工業㈱	JH-119	N－ONE	JG1	S07A	658	17452	ターボ付

※上記は2014年２月10日付で承認されました。2014年２月11日より国内格式以下の競技に有効です。

2014年JAFプレスパス取得者一覧

［公示No.2014－045］

JAFは、1996年からレーシングコース所有者およびオーガナイザーならびに関係者のご理解とご協力を得て、「JAFプレスパス」を発行（毎年更新）しております。

この「JAFプレスパス」は、年間を通じ国内の様々な競技会場でJAF公認競技会の取材を行い、モータースポーツを広く一般に報道する報道関係者に対し、その便宜を図るために発行するものです。

全日本選手権レースをはじめ、JAF公認競技会の各オーガナイザーにおかれましては、本趣旨をご理解いただき、「JAFプレスパス」所持者の取材活動にご協力をお願い致します。

なお、本年の「JAFプレスパス」取得者は、下記の51名の方々です。

パスNo.	申請者氏名	パスNo.	申請者氏名	パスNo.	申請者氏名	パスNo.	申請者氏名	パスNo.	申請者氏名
JN-30012	前田　利幸	JP-20055	井上　雅行	JP-40003	鈴木　英紀	JP-40082	山本　佳吾	JW-40004	田口　朋典
JP-20006	尾関　一	JP-20056	益田　和久	JP-40005	別所　篤	JP-40083	田代　康	JW-40021	都築　徹弥
JP-20008	鉄谷　康博	JP-20057	竹下恵一郎	JP-40019	門脇　滋	JP-40086	伊吹　浩明	JW-40032	大西　良徳
JP-20009	小林　稔	JP-20060	上尾　雅英	JP-40045	藤原　浩	JP-40093	小林　勝彦	JW-40038	末廣　和久
JP-20014	森山　俊一	JP-20065	石原　康	JP-40053	足立　哲朗	JP-40094	吉田　成信	JW-40039	平野　隆治
JP-20016	鈴木　悦夫	JP-20068	小笠原貴士	JP-40067	中島　正義	JW-10012	原田　了	JW-40040	角田五十四
JP-20019	吉見　幸夫	JP-20077	佐々木純也	JP-40068	中村　佳史	JW-10033	貝島由美子	JW-40044	中野　一史
JP-20020	田中　秀宣	JP-20078	加藤　智充	JP-40070	福田　滋	JW-10041	島村　元子		
JP-20022	大西　靖	JP-20080	鈴木　紳平	JP-40071	小出　直人	JW-10053	遠藤　俊幸		
JP-20025	原　勝弘	JP-20081	石橋　道尚	JP-40072	小竹　充	JW-10054	大谷　達也		
JP-20051	多賀　まりお	JP-20082	田村　弥	JP-40074	佐藤　一志	JW-40002	大串　信		

2014年JAFプレスパス見本

WRITER

PHOTO

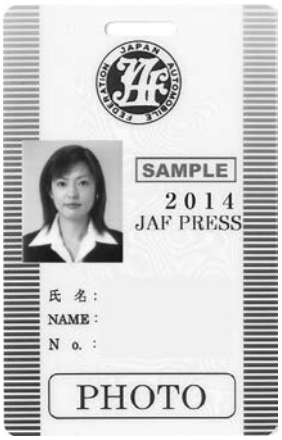

NEWS

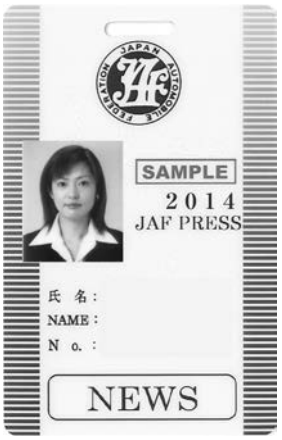

JAF公認ロールケージ一覧

［公示No.2014－046］

	会社名	JAF公認No.	申請内容	備考
1	トヨタ自動車㈱	JRH-023-14	レクサス　IS　(USE20)用ロールケージ	
2	〃	JRH-024-14	86(ZN6)用ロールケージ	

※上記は2014年２月10日付で承認されました。
2014年２月28日より、ＡＳＮ公認ロールケージとして有効です。（但し、該当する車両規定がその使用を認めている場合）

「国際C レース除外ライセンス」の表記の変更について

［公示No.2014－047］

標記の件、ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則付則Ｌ項において規定されている「国際Ｒライセンス」について、これまでＪＡＦでは「国際Ｃ レース除外」としてライセンス上の表記を「International C condition : exclusive of race」と表示しておりましたが、４月７日以降に当該ライセンスの申請手続きを行った場合、その表記は「International R」と印字されます。

なお、当該ライセンス取得のための申請条件の変更はございません。

また、既に「International C condition : exclusive of race」で発行済みの本年のライセンスについては、そのままご使用ください。「International R」に切り替える必要はございません。

以上

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）発行件数一覧と申請方法

［公示No.2014－048］

国際モータースポーツ競技規則第18条、第70条およびＪＡＦスポーツ資格登録規定第７条２に基づき、ＪＡＦが「海外競技会出場証明書（サーティフィケート）」を発行した件数です。

2014年1月発行分

開催日	競技会名	発行件数
２月７日～２月９日	Liqui-Moly Bathurst 12 Hour	2
９月18日～９月21日	CIK-FIA World KF Championship	1
数次用		22

同一競技会において同一人が競技運転者用と参加者用を申請し承認された場合、発行件数は2件としています。

●サーティフィケート申請方法

海外競技会出場証明書（サーティフィケート）は、以下の競技に参加する際に必要になりますので、出発日の2週間前までに所定の申請書に申請料を添えてＪＡＦへ申請してください。

1. FIA国際スポーツカレンダーに記載されている国際競技
2. 海外で開催される国内格式競技で、開催国のASNが参加を認めた競技
   注：上記2.については当該証明が必要な場合に申請してください。

所定の申請書はＪＡＦ窓口で入手するか、ＪＡＦホームページ（http://www.jaf.or.jp/→モータースポーツ→データ室→各種申請書等→海外競技会出場証明書申請書）からダウンロードすることができます。

１回用：1競技会限定のサーティフィケートです。
数次用：当該年度中、複数の競技会に有効なサーティフィケートです。
3競技会以上出場のご予定があればこちらをお薦めします。

【申請受付】

JAF地方本部・支部で受付しています。持参または郵送（現金書留）にてご申請ください。

【必要書類】

競技運転者（コドライバー含む）用	参加者用
・海外競技会出場に関する証明申請書 ・写真（3cm×3cm、無帽、無背景） ※髪などで顔が隠れていないもの ・申請料　１回用　¥8,300（税込） 数次用　¥24,100（税込）	・海外競技会出場に関する証明申請書 ・申請料　１回用　¥8,300（税込） 数次用　¥24,100（税込）

お問い合わせ先（JAF地方本部モータースポーツ窓口）			
北海道本部	☎ 011-857-7155	関西本部	☎ 072-645-1300
東北本部	☎ 022-783-2820	中国本部	☎ 082-272-9967
関東本部	☎ 03-6833-9140	四国本部	☎ 087-867-8411
中部本部	☎ 052-872-3685	九州本部	☎ 092-841-7672

Aライセンス講習会　日程

［公示No.2014－049］

開催日	時間	開催場所	申込先	TEL	主任講師	受講料 上段：B 所 持 者 下段：B非所持者	教材費
4月5日	10:00～17:40	富士スピードウェイ 静岡県駿東郡小山町	ソニックレーシング	055-967-8878	栗田　吉晴	¥20000/ ¥24000	実費
4月8日	10:30～16:30	鈴鹿サーキット 三重県鈴鹿市稲生町	ＳＭＳＣ事務局	059-378-3405	堺　康彦	主催者HP 参照	受講料に 含む
4月20日	8:00～14:00	阿讃サーキット 徳島県三好郡東みよし町	ドライバーズ･クラブ･ルーキー	089-924-0220	大西　周	¥20000/ 受講対象外	実費
4月26日	9:30～17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	ＴＭＡＣ	03-3611-6687	稲村　政幸	¥20000/ ¥24000	実費
5月6日	9:00～16:30	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	チームクレバーレーシング	03-3766-3312	平塚　由紀人	¥20000/ ¥24000	実費
5月21日	9:30～17:00	筑波サーキット 茨城県下妻市村岡	ＴＭＡＣ	03-3611-6687	稲村　政幸	¥20000/ ¥24000	実費

・上記以外の講習会日程はＪＡＦホームページに掲載しています（http://www.jaf.or.jp/→モータースポーツ→ライセンス→講習会スケジュール→Aライセンス講習会日程）。
・当日の受付時間等詳細については申込先に電話でご確認ください。
・身体に障がいのある方は、事前にJAF地方本部モータースポーツ窓口までお問合わせください。

現時点で2014年４月から５月にかけて開催される公認審判員講習会はありません。（2014年２月20日現在）

RACING KART INFORMATION

消費税率改正に伴う「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の改正について

［公示No.2014－ K005］

標記の件、2014年４月１日より消費税率が改正されることに伴い、同日以降の同規定を下記のとおり改正いたします。

なお、本改正により、関連規則本文中に記載されている各申請料・手数料についても同様に改正されます。

カート競技に関する申請・登録等手数料規定

従来、「本体申請・登録等手数料」、「消費税」および「合計金額」を表示していましたが、今後は、「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税８％）を付記しました。あわせて、百円未満の金額を四捨五入、消費税込の金額を100円刻みとしています。

第１条　クラブおよび団体の登録申請料

ＪＡＦに登録されるクラブ、団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。登録は毎年１月１日より12月31日までを有効期限とし、更新は前年の12月から開始し、原則としてその年の３月末までに行うものとする。

なお、すでに納入した加盟申請料および年度登録申請料は、自ら登録を取りやめ、また取消された場合でも返還されない。

クラブ･団体	種　別	申請料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
準加盟カートクラブ	加　盟	8,300	（ 7,686+ 614）
	年度登録	18,800	（ 17,408+ 1,392）
加盟カートクラブ	加　盟	8,300	（ 7,686+ 614）
	年度登録	18,800	（ 17,408+ 1,392）
公認カートクラブ	加　盟	52,400	（ 48,519+ 3,881）
	年度登録	104,800	（ 97,038+ 7,762）
加盟カート団体	加　盟	52,400	（ 48,519+ 3,881）
	年度登録	104,800	（ 97,038+ 7,762）
特別カート団体	加　盟	104,800	（ 97,038+ 7,762）
	年度登録	209,600	（ 194,075+ 15,525）
加盟カートコース団体	加　盟	31,400	（ 29,075+ 2,325）
	年度登録	94,300	（ 87,315+ 6,985）
公認カートコース団体	加　盟	52,400	（ 48,519+ 3,881）
	年度登録	188,600	（ 174,630+ 13,970）

注１）加盟申請料は新規登録の際に納入するものとし、以後の更新には、年度登録申請料のみを納入するものとする。

２）準加盟カートクラブより加盟カートクラブ、加盟カートクラブより公認カートクラブ、加盟カート団体より特別カート団体および加盟カートコース団体より公認カートコース団体に昇格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。（年度途中において上級申請する場合は加盟申請料に年度登録申請料の差額を納入するものとする。）

３）加盟カートクラブより準加盟カートクラブ、公認カートクラブより加盟カートクラブ、特別カート団体より加盟カート団体および公認カートコース団体より加盟カートコース団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第２条　公認競技会の組織許可申請料

ＪＡＦ公認競技会の組織許可申請料は下表の通りとする。ただし、複数の格式を含む競技会の場合は、上位格式の料金とする。

なお、すでに納入した申請料は返還されない。

競技の格式	組織許可料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
制　限　付	31,400	（ 29,075+ 2,325）
準　国　内	31,400	（ 29,075+ 2,325）
国　　内	52,400	（ 48,519+ 3,881）
地方選手権	41,900	（ 38,797+ 3,103）
ジュニア選手権	52,400	（ 48,519+ 3,881）
全日本選手権	104,800	（ 97,038+ 7,762）
準国際･国際	681,500	（ 631,019+ 50,481）
準国際･国際(ジュニア)	366,900	（ 339,723+ 27,177）

第３条　クローズド競技開催届出料

クローズド競技については、第２条、第４条に定める組織許可申請料、カレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

競技の格式	手数料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
クローズド	5,100	（ 4,723+ 377）

第４条　カレンダーの登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料

カレンダーにおける登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料は下表の通りとする。

１．カレンダーの登録手数料

競技の格式	手数料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
制限付	3,600	（ 3,334+ 266）
準国内	3,600	（ 3,334+ 266）
国　内	13,600	（ 12,593+ 1,007）
準国際	52,400	（ 48,519+ 3,881）
国　際	73,300	（ 67,871+ 5,429）

２．カレンダーの変更手数料

競技の格式	手数料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
制限付	2,600	（ 2,408+ 192）
準国内	2,600	（ 2,408+ 192）
国　内	6,300	（ 5,834+ 466）
準国際	26,100	（ 24,167+ 1,933）
国　際	41,900	（ 38,797+ 3,103）

３．カレンダーの追加手数料

競技の格式	手数料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
制限付	5,800	（ 5,371+ 429）
準国内	5,800	（ 5,371+ 429）
国　内	18,800	（ 17,408+ 1,392）
準国際	62,800	（ 58,149+ 4,651）
国　際	89,100	（ 82,500+ 6,600）

４．カレンダーの取消手数料

競技の格式	手数料(円)	（ 本体価格 ＋ 消費税(8%)）
制限付	9,400	（ 8,704+ 696）
準国内	9,400	（ 8,704+ 696）
国　内	31,400	（ 29,075+ 2,325）
準国際	104,800	（ 97,038+ 7,762）
国　際	157,300	（ 145,649+ 11,651）

5．カレンダーの名称変更手数料

競技の格式	手数料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
制限付	1,000	(　926＋　74)
準国内	1,000	(　926＋　74)
国　内	3,100	(　2,871＋　229)
準国際	5,100	(　4,723＋　377)
国　際	5,100	(　4,723＋　377)

注）国際格式については、上表の手数料の他にＣＩＫ－ＦＩＡ料金が加算される。

第５条　タイトル登録料

ＣＩＫ－ＦＩＡタイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は下表の通りとする。

種　別	登録手数料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
ＣＩＫ－ＦＩＡ登録料	524,300	(　485,463＋　38,837)
カートプリ登録料	524,300	(　485,463＋　38,837)

第６条　コース公認申請料

コース公認申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料は、公認が取消された場合であっても返還されない。

種　別	格　式	公認申請料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国　際(1年) (実費別途納入)	－	262,100	(　242,686＋　19,414)
国　際(3年) (実費別途納入)	－	746,800	(　691,482＋　55,318)
国内(1年)	国　内	136,300	(　126,204＋　10,096)
	準国内	78,600	(　72,778＋　5,822)
	制限付	41,100	(　38,056＋　3,044)
国内(3年)	国　内	388,400	(　359,630＋　28,770)
	準国内	223,900	(　207,315＋　16,585)
	制限付	117,300	(　108,612＋　8,688)
臨時	－	52,400	(　48,519＋　3,881)

第７条　ライセンス許可証料

ライセンス許可証料は下表の通りとする。ライセンスの有効期間は毎年１月１日から12月31日までとする。なお、すでに納入されたライセンス許可証料は、ライセンスが取消された場合でも返還されない。

１．ドライバーおよびエントラントライセンス

種　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際Ａ	新　規	10,400	(　9,630＋　770)
	更　新	10,400	(　9,630＋　770)
	再発行	5,100	(　4,723＋　377)
国際Ｂ	新　規	9,400	(　8,704＋　696)
	更　新	9,400	(　8,704＋　696)
	再発行	4,600	(　4,260＋　340)
国際Ｃ	新　規	8,300	(　7,686＋　614)
	更　新	8,300	(　7,686＋　614)
	再発行	4,100	(　3,797＋　303)
ジュニア国際	新　規	6,300	(　5,834＋　466)
	更　新	6,300	(　5,834＋　466)
	再発行	3,100	(　2,871＋　229)
国内Ａ	新　規	3,600	(　3,334＋　266)
	更　新	3,600	(　3,334＋　266)
	再発行	1,900	(　1,760＋　140)
国内Ｂ	新　規	3,100	(　2,871＋　229)
	更　新	3,100	(　2,871＋　229)
	再発行	1,500	(　1,389＋　111)
ジュニア国内Ａ	新　規	2,100	(　1,945＋　155)
	更　新	2,100	(　1,945＋　155)
	再発行	1,000	(　926＋　74)
ジュニア国内Ｂ	新　規	1,500	(　1,389＋　111)
	更　新	1,500	(　1,389＋　111)
	再発行	800	(　741＋　59)
国際エントラント	新　規	12,500	(　11,575＋　925)
	更　新	12,500	(　11,575＋　925)
	再発行	6,300	(　5,834＋　466)
国内エントラント	新　規	6,300	(　5,834＋　466)
	更　新	6,300	(　5,834＋　466)
	再発行	3,100	(　2,871＋　229)

２．オフィシャル　エキスパートライセンス

種　別	区　分	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
オフィシャル1級	新　規	5,800	(　5,371＋　429)
	更　新	5,800	(　5,371＋　429)
	再発行	2,900	(　2,686＋　214)
オフィシャル2級	新　規	4,600	(　4,260＋　340)
	更　新	4,600	(　4,260＋　340)
	再発行	2,400	(　2,223＋　177)
オフィシャル3級	新　規	3,600	(　3,334＋　266)
	更　新	3,600	(　3,334＋　266)
	再発行	1,900	(　1,760＋　140)
エキスパートライセンス	新　規	31,400	(　29,075＋　2,325)
	更　新	15,600	(　14,445＋　1,155)
	再発行	7,800	(　7,223＋　577)

１．同一年度において上級の資格を取得し、または年齢の増加によりライセンスを更新する場合は、その差額とする。
２．オフィシャルライセンスの資格を併有するときは、１件につき資格併有料500円（本体価格463円、消費税37円）とする。
３．盗難、遺失等によりライセンスを再発行するときは、表の通りとする。

第８条　ライセンス推薦申請料

ライセンス推薦申請の場合には、第６条ライセンス許可証料の他にライセンス推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、ライセンス推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種　別	許可証料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
国際Ｂ	18,800	(　17,408＋　1,392)
国際Ｃ	16,800	(　15,556＋　1,244)
ジュニア国際	12,500	(　11,575＋　925)
国内Ａ	7,300	(　6,760＋　540)
国内Ｂ	6,300	(　5,834＋　466)
ジュニアＡ	4,100	(　3,797＋　303)
ジュニアＢ	3,100	(　2,871＋　229)
オフィシャル1級	11,500	(　10,649＋　851)
オフィシャル2級	9,400	(　8,704＋　696)
オフィシャル3級	7,300	(　6,760＋　540)

第９条　抗　議　料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
準国内以下の場合	20,900	(　19,352＋　1,548)
国内競技の場合	52,400	(　48,519＋　3,881)
国際競技の場合	104,800	(　97,038＋　7,762)

第10条　控　訴　料

控訴料は下表の通りとする。

１．ＪＡＦのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
制限付以下の場合	104,800	(　97,038＋　7,762)
国内、準国内競技の場合	157,300	(　145,649＋　11,651)
国際競技の場合	262,100	(　242,686＋　19,414)

２．ＪＡＦのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内　容	控訴料(円)	(　本体価格　＋　消費税(8%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	524,300	(　485,463＋　38,837)

第11条　抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用を全額負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴

者が負担するものとする。

第12条　海外競技出場証明料

ＪＡＦ発給の国際ドライバー（エントラント）ライセンス所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4-13）の申請料は下表の通りとする。

種　別	証明書申請料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
1件につき	8,300	（ 7,686＋ 614）
数次(当該年度有効)	24,100	（ 22,315＋ 1,785）

第13条　外国のＡＳＮ発給のライセンス取得のための証明料

ＪＡＦ発給のドライバーライセンス所持者が、外国のＡＳＮ発給のライセンスを取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

種　別	証明書申請料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
1件につき	15,600	（ 14,445＋ 1,155）

第14条　エンジン、シャシー、タイヤ、用品等の公認申請料および登録申請料

公認申請料および登録申請料は下表の通りとする。なお、納入された申請料は、公認または登録が却下された場合でも返還されない。

1．公認申請料

種　別	区　分	申請料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
エンジン	国　内	125,800	（ 116,482＋ 9,318）
	国　際	188,600	（ 174,630＋ 13,970）
シャシー	国　内	125,800	（ 116,482＋ 9,318）
	国　際	125,800	（ 116,482＋ 9,318）
タイヤ	国　際	31,400	（ 29,075＋ 2,325）
レーシングスーツ	国　内	62,800	（ 58,149＋ 4,651）
	国　際	62,800	（ 58,149＋ 4,651）

注）国際申請の場合はＣＩＫ－ＦＩＡ料金を別途納入

2．登録申請料

種　別	区　分	申請料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
エンジン	国　内	125,800	（ 116,482＋ 9,318）
タイヤ	国　内	31,400	（ 29,075＋ 2,325）
潤滑油	国　内	31,400	（ 29,075＋ 2,325）

注）国際申請の場合はＣＩＫ－ＦＩＡ料金を別途納入

第15条

上記第13条の申請にかかわる査察、立合等のための査察員の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第16条　ライセンス講習会開設申請料および受講料

ライセンス講習会関係諸申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料等は開設を中止しても返還されない。

1．カート国内Ｂドライバーライセンス講習会

種　別		申請料、受講料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
開設申請料 1件につき	講義のみの場合	3,600	（ 3,334＋ 266）
	講義実技同時開催	5,100	（ 4,723＋ 377）
受講料（実技指導料および車両の貸与料含む）		20,900円以内	（19,352円以内＋ 1,548円以内）

2．カート国際Ｃドライバーライセンス講習会

種　別	申請料、受講料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
開設申請料	6,800	（ 6,297＋ 503）
受講料	16,800円以内	（15,556円以内＋ 1,244円以内）

3．カート国際Ｂドライバーライセンス講習会

種　別	申請料、受講料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
開設申請料	6,800	（ 6,297＋ 503）
受講料	18,800円以内	（17,408円以内＋ 1,392円以内）

4．オフィシャルライセンス講習会

種　別	申請料、受講料(円)	（本体価格 ＋ 消費税(8%)）
開設申請料（技術、コース、計時、各1件に付き）	3,600	（ 3,334＋ 266）
受講料(実技指導料含む)	10,400円以内	（9,630円以内＋ 770円以内）

JAFカートカレンダー（4～12月）

格式Ａ－国際／Ｂ－準国際／Ｃ－国内／Ｄ－準国内／Ｅ－制限付

●太字は全日本選手権、世界選手権、国際競技及びそれに準ずる競技会・下線付き細字は地方選手権

●このカレンダーは2月21日までに本部にて受付したものです。

4(APRIL)

開催日	競技会名	オーガナイザー／電話番号	格式	競技車両	開催場所
4月 5日	2014年本庄サーキットカートシリーズ第2戦	SPH(0495-72-9611)	D	FS-125,FP-3	本庄サーキット
5日～6日	**2014年全日本カート選手権FS-125部門東地域第1戦** 2014年ジュニアカート選手権FP-Jr部門/FP-JrCadets部門東地域第1戦 2014年地方カート選手権FP-3部門/FS-125部門東地域第1戦	MTC(0475-25-4433)	C D D	**FS-125** FP-Jr,FP-JrCadets FP-3,FS-125	茂原ツインサーキット東コース
6日	2014 ROTAX MAX CHALLENGE SERIES	フェスティカサーキット(0282-25-1500)	C D E	KZ2 FS-125 FS-125	フェスティカサーキット瑞浪
19日～20日	**2014年全日本カート選手権KF部門第1・2戦**	RTA(03-5793-1466) フェスティカサーキット	C	**KF**	フェスティカサーキット瑞浪
20日	NTC CUP Rd2	NTC(0436-36-3139)	D	FS-125	新東京サーキット
27日	2014 SLカートミーティング カートソレイユ最上川シリーズ第1戦	A.K.C.S(0234-43-3390)	E	FS-125	カートソレイユ最上川